

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業
2025 年度第 1 回サウンディング型市場調査 実施要領

1. 検討経緯

町田市では、老朽化した教育センターの建替えに伴い、子ども・子育てに関する様々な公共サービスを提供する拠点の整備と、地域の利便性や教育に対する付加価値を創出できる民間サービスの導入を目指し、「町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業」（以下、「本事業」という。）に取り組んでいます。

本事業は、2024 年 4 月 1 日に PFI 事業者の公募を開始しましたが、応募者からの辞退により、12 月 25 日に公募手続きを中止しました。

そのため、事業手法等を見直すこととし、現在は基本設計を進めています。

表 1:これまでの経緯

・ 2023 年 12 月 1 日	実施方針公表
・ 2024 年 3 月 11 日	特定事業選定
・ 2024 年 4 月 1 日	募集要項公表
・ 2024 年 9 月 24 日	公募手続きを中止（理由：応募者の辞退）
・ 2024 年 10 月 8 日	募集要項等を変更し再公募開始
・ 2024 年 12 月 25 日	公募手続きを中止（理由：応募者の辞退）
・ 2025 年 3 月 12 日	基本設計プロポーザル説明書等公表
・ 2025 年 6 月 27 日	基本設計プロポーザル結果公表

2. 調査目的

本調査は、実施設計以降の事業手法検討等のために実施します。

3. 調査の進め方

本調査への参加にあたっては、別添資料 1「事業概要資料」の内容をご確認ください。

(1) アンケート調査及びヒアリング調査参加登録

調査への参加を希望する事業者の方は、市ホームページより別添資料 2「参加申込書」をダウンロードいただき、E メールにて 2025 年 8 月 22 日（金）17 時までに「参加申込書」をご送付ください。また、アンケート回答内容に係る、ヒアリング調査を実施予定です。ヒアリングを希望する場合は、併せて「参加申込書」に希望する日時・参加予定者をご記入ください。

【送付先】株式会社建設技術研究所 都市部 PFI・PPP 室（外部委託）
担当：猪股、徳永

E メールアドレス：machida-sounding@ctie.co.jp

アンケート回答については、Forms にて実施いたします。下記 URL より、2025 年 8 月 22 日（金）17 時までにご回答ください。

アンケート回答 URL：<https://forms.office.com/r/HgDwqbr9aj>

(2) ヒアリング調査

- ・ヒアリング調査の実施期間は 2025 年 9 月 1 日（月）～9 月 12 日（金）です。
- ・実施日時については、「参加申込書」及び「アンケート調査票」受領後、調整の上、E メールにて 8 月 27 日（水）までに連絡します。なお、アンケートの回答内容によっては希望いただいてもヒアリング調査を実施しない場合がありますが、その場合も、8 月 27 日（水）までに連絡します。
- ・調査に使用するオンラインツールは「Teams」です。実施日時の連絡と合わせて、参加用の URL をお送りします（アプリケーションを導入せず、ブラウザにて参加することも可能です）。当日は、お送りする URL にアクセスして参加してください。
- ・調査は、1 グループにつき 30 分を目安にオンラインで実施します。なお、説明等に必要な資料等がある場合は使用することができます。

4. 留意事項

(1) 参加事業者の扱い、参加に要する費用

- ・公募事業等が実施される場合、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ・調査への参加に要する費用（書類・回答票等の作成、調査に係る通信費等）はすべて参加事業者の負担とします。

(2) 実施結果の公表

- ・調査の実施結果については、2025 年 10 月にホームページで概要の公表を予定しています。
- ・参加事業者の名称は非公表とします。また、個々の内容については、参加事業者のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、その概要を公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。

(3) 対象者

本調査の対象は、本事業へ関心のある法人又は法人のグループとします。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加を認めないこととします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者。
- ウ 市税（市町村税）の滞納がある者。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び町田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 5 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体。

5. 問合せ先

<本調査に対するお問い合わせ>

株式会社建設技術研究所 東京本社都市部 PFI・PPP 室 担当：猪股、徳永

住所：〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1（日本橋浜町 F タワー）

Tel：03-3668-1037

E-mail：machida-sounding@ctie.co.jp

<本事業に関するお問い合わせ>

町田市政策経営部企画政策課（公共施設再編担当） 担当：木村、桐山

住所：〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

Tel：042-724-2103

E-mail：mcity2980@city.machida.tokyo.jp